

平成 23 年 2 月 24 日
国立国会図書館

第 2 回 公共図書館におけるデジタルアーカイブ推進会議

1 開催日・場所

平成 23 年 2 月 24 日（木）
国立国会図書館関西館大会議室

2 プログラム及び出席者

- ・ 公共図書館におけるデジタルアーカイブ事業の優良事例調査の報告及び平成 23 年度の活動予定
大場 利康（国立国会図書館関西館電子図書館課長）
- ・ 優良事例調査対象館からの報告
新 出（あたらし いずる）氏（静岡県立中央図書館）
西口 光夫氏（豊中市立岡町図書館）
- ・ パネルディスカッション
《パネリスト》
岡本 真氏（アカデミック・リソース・ガイド株式会社代表取締役）
笠羽 晴夫氏（元デジタルアーカイブ推進協議会事務局長）
白石 牧子氏（総務省情報流通行政局情報流通振興課制度係長）
平川 康弘氏（文部科学省生涯学習政策局社会教育課課長補佐）
《司会》
原田 久義（国立国会図書館関西館主任司書）

3 パネルディスカッション要旨（敬称略）

（岡本）国立国会図書館（以下「NDL」という。）が行った公共図書館におけるデジタルアーカイブ事業の優良事例調査で最も重要なのは、二次利用をどのくらい許容しているかという観点。「二次利用についてはお問い合わせください」というケースが多いが、問い合わせをしてもらうということは、それだけ行政コストが発生することになる。私自身も関わっている横濱写真アルバム¹というデジタルアーカイブではクリエイティブ・コモンズ²というライセンス表示をしている。権利者がどの程度の自由利用、二次利用を認めるかを予め示して、問い合わせコストを発生さ

¹ <http://www.yokohama-album.jp/>

² <http://creativecommons.jp/>

せないという方式。このような観点でつくられているかが重要な判断材料になってくるだろう。

静岡県立図書館デジタルライブラリー³は、内容に個人的に興味・関心があるところで、好きなデジタルアーカイブである。内容に関しては同館だからこそできるもの。NDLでも全ての出版物を扱うことが現実的ではない中で、県立図書館として何をデジタル化するかという点で非常に先見性を示している。他方、二次利用の観点では、資料の希少性もあって難しいところだが、フレキシブルではないのがもったいない。

豊中市立岡町図書館の北摂アーカイブス⁴は住民参加を強く意識して作られており、従来のデジタルアーカイブと一線を画すものである。特に、報告の中にもあった「市民をどう位置付けるか」「サポーターではない」という議論が非常に重要。「住民が主役」「市民参加」と言うのは簡単だが、それを図書館、行政が徹底して意識して、市民をいかにして中核に本当に据えるかについて、ひとつひとつの言葉の選定レベルから考えている。この点が素晴らしい。二次利用の観点では、北摂アーカイブスは自由度が高く、著作権法の枠組みとは別にそれぞれが意思表示をする仕組みをとっている。よいやり方であると思う。欲を言えば、クリエイティブ・コモンズくらい踏み込んで欲しい。

クリエイティブ・コモンズに関して補足すると、極端な例では、営利を目的として使ってもよいという意思表示の仕方もある。それくらい幅広くしていくことが重要。著作権という考え方ではなく、誰にどういう利用を許容するかという方向に考え方を転換していく必要があるのではないか。

今後、公共図書館を中心にデジタルアーカイブのブームが来るだろうと考えているが、いずれのアーカイブも先進例なので、よい材料としてよく見て、どのようなものが自分たちの地域、文脈において重要になるかを検討していただきたい。報告いただいたお二人に御礼を申し上げます。

(笠羽) (プレゼンテーション資料参照)

デジタルアーカイブに14～15年関わっているが、当初はデジタルアーカイブとはこのようなものだとアピールするため、古地図やゲーテンベルクの聖書（慶應義塾大学）など貴重書が多かった。これは、コンピューターTRONの提唱者で、東大で電子博物館を推進した坂村健氏が言った「本物の有効利用の促進、本物の無用な利用の抑制」ということである。

次の段階として、近代デジタルライブラリーというかなり網羅的なNDLのプロジェクトが進んだ。そして、地域ならではの、組織ならではの資料のアーカイブができた。近代デジタルライブラリーでは、著作権法の改正で、著作権があるもので

³ <http://www.tosyokan.pref.shizuoka.jp/contents/library/index.html>

4

も収蔵後直ちにデジタル化が可能になった。自治体の図書館は地域資料保存の中心になりうる。図書館はもともと自治体の組織の中で一番歴史や活動が古かったのではないか。秋田県立図書館では、図書館が博物館、公文書館の機能を持っていて、分かれる時にデジタル化を行った。地域活動の支援や連携という点では、上田市や山中湖村のように地域を可視化するという図書館も出てきた。同時に、ビジネス支援活動もアメリカから入ってきた。その地域に移り住んだ人が文化的な面まで含めてよくわかって、引越し手続きまで図書館でワンストップサービスできるのが理想だという。大学図書館では最近では学生・教員など人の活動の支援という流れである。

静岡県立中央図書館の葵文庫のように、江戸時代にきちんと文書化された資料をアーカイブできるのは、人材の点も含め、やはり県立や市立の図書館ではないか。また、豊中市立岡町図書館のような展開ができるのは、図書館はレファレンスをよくやっているからであり、美術館や文書館ではそこまでの利用者とのやりとりはできないだろう。レファレンスのノウハウがたまっていくことが地域における図書館の一つの利点。MLA 連携といわれるが、制度的な連携もさることながら、内容的な連携となるとレファレンスの蓄積は重要である。

長尾館長のコメントにあったカナダの例のように⁵、量を集めて公開する中で民衆からノウハウが出てくる。量と公開に尽きるという大原則を感じた。

- (白石) 電子書籍元年といわれる状況の中で、図書館のあり方が見直されており、デジタルアーカイブの位置付けを考えている。行政として制度、標準の面を考えている。個別事例を積み重ねて制度へ反映する。その相互があってデジタルアーカイブが進められていくのだと感じた。NDL は制度の検討と実際の図書館としての取り組みの両方をしているので、果たす役割は大きい。
- (平川) 公民館、図書館、博物館の担当をしている。静岡県立中央図書館の事業は平成 9 ～11 年度に文部省の「社会教育施設情報化・活性化推進事業」で立ち上げられたものであるが、地域の資料を後世に伝えるという点で採択した。豊中市立岡町図書館の事業については、一昨年の「図書館における地域の知の拠点支援事業」で、北摂という広域連携と住民参加が面白いということで採択した。
- (原田) 優良事例調査をみると、相当数の機関が国などの助成をきっかけにデジタルアーカイブを立ち上げているが、一過性のものなので継続に苦心している、コンテンツの追加ができない、職員のノウハウの蓄積が難しいといった答えが目立っていた。
- (白石) 総務省では、全ての知的資産をデジタル化して国民が等しくアクセスできること

⁵ 長尾国立国会図書館長のコメント要旨「写真について言えば、例えば、カナダでは国立図書館・公文書館が、古い写真を大量に所蔵している。しかし、由来等については分からないものが多かった。そこで、デジタル化して情報を募集したところ、色々な人から集まってきたという。住民の情報や知識は貴重なものであり、それを実際に集められることが、カナダでも実証された。」

を目指して、各種取組を進めている。そのひとつがデジタルアーカイブであり、「知のデジタルアーカイブに関する研究会」（以下「知デジ研」という。）において検討を行っている。

（以下、総務省の関連事業について説明。プレゼンテーション資料を参照。）

知デジ研はまだ検討を始めたところ。国民が等しく知的資産にアクセスできるように今後検討を進めていく。各館での積極的な取組にも期待している。

（原田）総務省では主に技術と標準化の点でプロジェクトを進めているが、文部科学省は電子書籍の流通と利用や活用に関する検討会議を行っている。著作権を保護しつつ利活用を推進するというバランスをどうとるかという課題があると思う。

（平川）文部科学省では、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会」を立ち上げ、3月1日に4回目が開かれる予定。この中では、①デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスのあり方に関する事項、②出版物の権利処理の円滑化に関する事項、③出版社への権利付与に関する事項の3つを検討しており、まず①を議論している段階である。各関係者へのヒアリングをもとに、これから具体的な議論を行う。出版物のデジタルアーカイブの整備のためにNDLの役割が重要であり、NDLのデータの活用方策について議論していかなければならないという意見が出ている。また、官民の役割分担によるアクセス環境の整備については、電子図書館ビジネスと公共図書館サービスの協同をはかり、著作権の問題で双方にとって有益なものになるようにするにはどのような仕組みが必要かということが今後の検討課題となる。出版物の権利処理、出版者への権利付与についても4、5月くらいから議論を展開していく予定。図書館の今後のあり方については、知の拠点である図書館という点から、できるものから配信していけばどうかという委員の意見が出ている。どの年代で区切るのか、著作権の切れたものから配信していくのかなど具体的なところは今後議論していく。今後の議論の展開を見ていただきたい。ホームページ等でも公表する予定。

図書館は今、国民読書年や電子書籍元年で脚光を浴びている。今後読書をどう継続的に推進していくかについても検討会を別途開催している。平成23年7月～9月に何らかの報告を出したい。ご意見をいただきながら作っていく。

（岡本）紙の本のデジタルアーカイブの話と地域資料の収集は分けて考えた方がいい。地域資料に絞って考えた場合は、決定的に質より量が重要である。デジタルアーカイブの場合はただのデータなので、重要なのは量。例えば、横濱写真アルバムの6,000点規模では意味がない。一人が年間で撮る写真の枚数は膨大な数になる。それも貴重なデータだと思ったら片端から入れていけばよい。質の担保が必要という意見があるが、何を良いものとするかというのは個人の主観にすぎない。それでも何かの指標でもって選別しようとするなら、機械的な選別処理の技術開発には膨大な量のデータが必要。数百万～数千万単位程度のデータがなければできない。

今日本にあるデジタルアーカイブのデータ数では、まともな技術開発はできない。数百万枚集まってから質のことを考えるくらいでないと進まない。利活用といったときに、数万枚、数十万枚、数百万枚とオーダーが上がっていったら初めて思わぬ利用シーンが出てくるので、この部分は必ず押さえて欲しい。

継続性の問題がやはり大きな課題となる。最初は補助金で始めるのはやむを得ないが、誰もが無理なく参画できるエコシステム、インセンティブ（報償）がきちんと生まれるモデルを最初から考えることが重要。助成金が入ってくると、それをいかに消化するかに汲々としてしまうが、最初の段階でエコシステムをどうするかを考えないといけない。採択する方々には、エコシステムを提案しており、しかし個人の事業や民間企業がトライアルでやるにはリスクが高すぎるからこそ税金を原資として、それが本当に事業としての可能性を持ちうるのかという観点で評価してほしい。例えば、NDLのレファレンス協同データベースでは努力した参加館に長尾館長から感謝状を出している。費用もほとんどかからない。市町村の図書館にとって国立国会図書館長からお礼状がくることはインセンティブを高めることになるし、やってきた職員も組織内で認められる。子どものご褒美のようなものからより大きな経済性まで含めて完結する事業モデルを作っていくことが、作っていく側にも、それを支援する官庁にも求められる。

(白石) 総務省で進めている電子書籍の10事業の採択にあたっては、継続性を評価基準としており、それを図書館のデジタルアーカイブ構築の採択基準としてもよいと思う。一方、まずは始めてみようという考えもある。国として何をやるべきかを議論するには時間がかかるので、事例を積み重ねて国に反映させていくことも大事だと思う。

(平川) 助成金をもらっている時から継続性を考えておくことは重要だと思う。社会教育関係の予算は年々減ってきている。少ない予算の中でいかに図書館の振興を図るかを考えているところで、良い事例を吸い上げて、実施していない図書館にPRし、ノウハウを学んでいただくという事例の情報提供に力を入れている。

(笠羽) 全体としては岡本さんと同じ意見。誰がどう検索するか分からない中で、ヒットするには量が必要。継続性については、アップデートされていない、量が増えていないデジタルアーカイブの例もある。広いネット社会の検索環境の中でデジタルアーカイブがどのような位置にあるか考えていかなければならない。

(原田) 量が増えないボトルネックになっている部分の理由は何か。

(岡本) 一つはしっかりやりたいという意識レベルの問題。図書館員はメタデータをつけないといけないと思ってしまう。日本に画像メタデータの専門家はいないし、人的コストがかかる。デジタルデータを作ってアップロードする人と、メタデータ、タグ、キャプションを付ける人との役割分担が必要。アメリカのYahoo!がや

っている Flickr というサービスを使って展開する The Commons⁶ というウェブサイトでは、世界から約 60 機関が参加してデジタル写真データを公開している。写真データは、海外でも図書館、文書館、博物館で整理が追いつかないタイプのデータ。The Commons では明確に役割を分けていて、データを所有している人はどんどん公開する。それに対して、幅広く世界に呼びかけてそのデータのメタ情報を知っている人にアドバイスをしてもらおう。

それ以外でデジタルアーカイブが進まない理由の一つがシステムの問題。自前で構築するにはランニングコストがかかり、継続が困難。年間使い続けるには数百万かかる。これに関してはいくつか方策があるが、Flickr を使うのが一番合理的だろう。Flickr というサービスが終了したとしても The Commons という枠組みは残ると思うので、そういうものを使う。ただし、情報の安全保障の点では、全てアメリカに握られることが、日本にとって文化・経済政策的に安全かという議論がある。NDL がデジタルアーカイブの基盤システムのようなものを使って集中的に担うのもいいやり方。自ら業者を探して単館でしか使えないものを作ってお金を使ってしまうのが一番悪い。他の館でも広く使えるようにすることが大事。

(原田) NDL ではボーンデジタル、デジタル化の二本立てでやっている。NDL の資料はできるだけオープンにしたいと思って進めている。国と公共図書館の役割は違うと思うが、それぞれができる範囲で進めていくことが必要。笠羽さんは以前、デジタルアーカイブも定着し、言葉も普及してきて、第二段階に入ったとおっしゃっていたが、そのあたりについてお話をお願いしたい。

(笠羽) (プレゼンテーション資料参照)

机に向かって読んだり書いたりするときに画面を使うことが普通であるような環境になってきた。大学で授業をしても学生はノートをとらず、カメラで写真を撮る。そのため、板書をダウンロードできるようにした。

今後の予想としては、おそらく NDL は近代デジタルライブラリーの拡大ということになる。それから、論文誌、学会論文などは電子ジャーナルになってきた。電子書籍が出てきた。電子書籍以外の著作権があるもののデジタル化と有料公開の問題がでてくるだろう。大学の資産については、教材や講義のビデオなどもアーカイブされている。一方で、青空文庫⁷のように著作権の切れたものをテキスト化することでハンディキャップのある人へのサービスを行うという取組もある。その中で公共図書館のアーカイブはどうなっていくのか。近代デジタルライブラリーの補完、地域の可視化という面もあるが、レファレンスサービスのノウハウのアーカイブが地域の図書館の一番面白いところ。制度的、システムのなものだけではない地域ならではのレファレンスと人材育成の現場ということで期待したい。

⁶ <http://flickr.com/commons/>

⁷ <http://www.aozora.gr.jp/>

-----質疑応答-----

- (会場) 静岡県立中央図書館、豊中市立岡町図書館ともに立派なアーカイブ。パネルディスカッションも核心を突いていると思う。科学技術分野のデータベースでは、大学の先生が定年間近に作って在任中は維持されているが、その後なくなったものや更新されていないケースもある。継続が難しい。デジタル情報に関しては、よく使われる Google、Yahoo!のおかげで必要なものが見つかる。必要なものが見つかることが大事であり、その体制を作るために、デジタルアーカイブについては NDL が担うのが重要。
- (会場) 利活用の面で、家庭と学校を分けてどのような例があり、どのくらいの量なのか、また、それに伴う問題点などを教えてもらいたい。
- (新) 基本的にはアクセスでしかわからない。出版・放映等の利用は認識しているが、学校での利用はわからない。
- (西口) 許可／不許可ということで二次利用に関して明示しているので、どのように使われているのかわからない部分がある。不許可となっているものを使いたいという希望が地域の小学校からあり、確認すると間違えて不許可としていたことがわかった例がある。利活用を許可していることで、わからない部分がある。禁止のものに関しては何件か問い合わせがあった。
- (会場) 二つ質問を考えていた。一つ目は、継続性を考える場合に企業・業者との付き合いは無視できない。一度契約した業者と付き合い続けなければならない、もしくは他の業者にするときに費用がかかるので最初の一步が大変ということをどうクリアするのだが、これに関しては Flickr を使えばよいという紹介があった。二つ目は、業者にホームページや図書館システムを委託する時に、どの企業に委託したかキャプションを入れてもらえると参考になると思うが、いかがか。
- (岡本) その通りだと思う。責任を明確にするためにも業者の名前を出した方が良い。また、名前を出すことで、良い仕事をしている業者がビジネスチャンスを得られるようになる。税金を使ってやったものだから、コンテンツ作成に貢献した者の名前を出すのは基本中の基本である。担い手の方が意識していただくとよい。